

第

1

章

計画の策定にあたって



男女共同参画社会の実現と 女性問題の解決に向けた取り組みの必要性

昭和20年12月、我が国の女性が長年の悲願であった参政権を獲得するとともに、翌21年11月に公布された日本国憲法に「個人の尊重」と「男女平等」の理念がうたわれ、ここに男女平等社会の実現に向けた第一歩を踏み出しました。

以来、半世紀余りの間に、我が国では国際社会の影響も受けながら、男女平等社会の実現に向けて様々な法律の整備や制度の改革が進められてきました。

その結果、今日、法律や制度の上での男女平等の理念は大きく前進しました。

しかし、家庭や職場、地域社会など私たちを取り巻く現実の社会を見ると、「男女雇用機会均等法」制定後においても、採用や賃金、配置、昇進などの待遇面において依然として男女間に格差が見られるほか、地域活動などにおける男性が中心となった意思決定や、また、近年、新たに職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）や配偶者等からの暴力が大きな社会問題となるなど、女性に対する不平等な扱いや人権侵害が今もなお続いています。

このように、法律や制度における男女平等の理念とは裏腹に、多くの女性が女性というだけの理由で様々な差別を受けており、現実の社会においては未だ実質上の男女平等は実現されていないとは言えないのです。

そして、これらの問題は、私たちの意識や社会の隅々に深く根づいている「男は仕事、女は家庭」に代表される男女の固定的な役割分業意識や性差別意識などが背景となって生みだされているのです。

しかも、このような性別役割分業意識などは、女性の人間としての尊厳や基本的人権を侵害し、その自立を妨げているだけではなく、男性にとっても多様な生き方の選択を狭め、独自の個性を発揮する上での障害にもなっており、男女双方にとっての問題と言えます。

今、我が国は急速な少子・高齢化や国内経済活動の成熟化、国際化などの進展によりかつて経験がない一大転換期に直面しています。

このような中において、我が国が21世紀においても、豊かで活力ある社会を維持し続けるためには、多様化や個性化などを重視した新たな価値観を創造していくことが求められており、そのため、男女を問わず、個人がその能力や個性を十分発揮できる「男女共同参画社会」の実現が緊急かつ重要な課題となっています。

「男女共同参画社会」は、21世紀における新たな社会ビジョンとして、男女の基本的人権が保障され、社会のあらゆる分野に対等なパートナーとして参画できる社会であり、その実現のためには、市民一人ひとりが女性問題を自分の問題として真正面から取り組むとともに、女性自身もそのための力（エンパワーメント）を付けることにより、実質上の男女平等を実現していく必要があります。

エンパワーメント

「力をつける」こと。女性が政治的、経済的、社会的に、自己決定力を身につけて力をもった存在となること。

2 これまでの取り組み

(1) 世界の動き

国際連合は、1975（昭和 50）年を「国際婦人年」と定めるとともに、これに続く 1976（昭和 51）年から 1985（昭和 60）年までの 10 年間を「国連婦人の十年」に位置づけし、世界の女性の地位向上に向けて各国が共同歩調をとって取り組むことを提唱しました。同年、初めての世界女性会議である「国際婦人年世界会議」がメキシコシティで開催され、「平等・開発・平和」の 3 つの目標を実現するために加盟各国政府が採るべき措置のガイドライン（指針）として「世界行動計画」が採択されました。

次いで、1979（昭和 54）年、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。この条約は別名「世界の女性憲法」とも言われ、その後の女子に対する差別の撤廃と男女平等に向けた取り組みの原点になっています。

さらに、1985（昭和 60）年に「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」が開催され、10 年の成果を評価するとともに、なお残された課題解決のために西暦 2000 年に向けた「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。

また、1990（平成 2）年には、国連経済社会理事会において「ナイロビ将来戦略勧告」が採択され、ナイロビ将来戦略の実施ペースを早めることを各国政府に要請しました。

さらに、1995（平成 7）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議においてナイロビ将来戦略の第 2 回見直しと評価が行われ、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この宣言には「女性の権利は人権である」とうたわれ、行動綱領は「女性のエンパワーメント（力をつけること）」に関するアジェンダ（予定表）」と位置づけられました。

2000（平成 12）年には、「北京宣言及び行動綱領」を見直すための「女性 2000 年会議」国連特別総会がニューヨークで開催され、固定的な性別役割分担意識の解消のための教育の重要性を盛り込んだ「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。

(2) 国・北海道の取り組み

このような国際社会の動きに触発されて、我が国においても 1975（昭和 50）年、世界行動計画を受けて国内本部機構として内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されるとともに、1977（昭和 52）年には、向こう 10 年間の女性施策の指針としての「国内行動計画」が策定され、以後その積極的な推進が図られてきました。特に法律や制度面において、「女子差別撤廃条約」の批准をはじめ、「男女雇用機会均等法」の制定や民法、国籍法、国民年金法の改正が行われるなど大きな前進が見られました。

次いで、1987（昭和 62）年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」（新国内行動計画）が策定されましたが、1991（平成 3）年には実施ペースをさらに早めるために新国内行動計画の第一次改定が行われ、「21 世紀の社会はあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠である」との基本認識が示されました。

さらに、1996（平成 8）年、前年の第 4 回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動



第1章 計画の策定にあたって

綱領において西暦 2000（平成 12）年に向けて取り組むべき優先分野が示され、新国内行動計画 第一次改定 の見直しが必要となったことから、男女共同参画社会の実現に向けて政府が取り組むべき施策を体系化した「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

そして、1999（平成 11）年 6 月、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念や国などの責務、施策の基本となる事項を定めた「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000（平成 12）年には「男女共同参画基本計画」を策定。同じく 2001（平成 13）年には、男女共同参画社会の推進にかかわる法律として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を成立させ、2003（平成 15）年には、すべての子育て支援の課題に取り組む「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

北海道においても、国の取り組みを受けて、1978（昭和 53）年に「北海道婦人行動計画」が、1987（昭和 62）年に「北海道女性自立プラン」が策定されました。さらに、1997（平成 9）年には、男女がともに参画する社会の形成をめざした「北海道男女共同参画プラン」が、2002（平成 14）年には「北海道男女平等参画基本計画」が策定され、関係施策の推進が図られています。

（3）石狩市の取り組み

石狩市においては、1995（平成 7）年に策定した「石狩市新総合開発計画 = 石狩 21 世紀プラン =」の中に、「はまなす薫る 10 万都市」の実現に向けた 6 つの基本目標の一つに「いきいきとのびやかな石狩」を掲げ、女性のあらゆる社会活動への参加促進とそのための環境・条件整備を図り、男女共同参画社会の形成をめざすことをうたいました。

同年、女性の視点や意見を市政に反映させるため、「石狩市女性懇話会」を設置するとともに、政策・方針決定の場に女性の参画を促進するために「石狩市審議会等委員への女性登用促進要綱」を制定し、その目標達成に努めてきました。

1997（平成 9）年 8 月には、男女の人権尊重の視点に立って、女性施策を総合的かつ計画的に推進するため、有識者や市民などによる「いしかり女性プラン 21 策定検討委員会」を設置し、本市が取り組むべき女性関連施策のあり方について諮問をしました。翌 1998（平成 10）年に「男女平等に関する市民意識調査」を行い、この調査結果などを踏まえながら、1999（平成 11）年 3 月に同委員会から「男女共同参画社会の実現に向けた提言」が本市に提出されました。同年 5 月に庁内で組織する「いしかり男女共同参画プラン 21 策定委員会」を設置し、「提言」や「市民意識調査」などを踏まえながら検討を重ね、「いしかり男女共同参画プラン 21」を策定しました。

さらに、2000（平成 12）年には、庁内における推進を図るため「石狩市男女共同参画行政推進会議」を、市民による推進を図るため「石狩市男女共同参画推進委員会」をそれぞれ設置し、プラン推進の取り組みを進めるとともに、2003（平成 15）年にプラン見直しの基礎資料とするため「市民意識調査」を実施しました。

計画期間の中間年に見直しを行うとしたことから、2005（平成 17）年 3 月に男女共同参画推進委員会から「プラン見直し」について提言をいただき、これを踏まえて「プラン 21」を改訂しました。